オートリース用

年　　月　　日

フォルクスワーゲン・ファイナンシャル・サービス・ジャパン株式会社　御中

業務委託会社　　株式会社　ジャックス　御中

Fax: 03-4221-1129

解約事由について、いずれかに〇
A：下記の優遇条件を満たす代替
B：それ以外（優遇なし）

オートリース規定損害金照会依頼書

私は現在利用中の貴社オートリースを解約する場合の規定損害金につきまして、運転免許証を提示のうえ照会依頼しますので、ご回答をお願いいたします。
また、照会依頼の回答結果は、下記取扱店にご通知いただきますようお願いいたします。

【個人用】

【お客様ご記入欄】署名はお客様の自筆で必ずご記入下さい。（ご本人の承諾が必要となります）				
氏名	ﾌﾘｶﾞﾅ 印	生年月日		昭和・平成 年　月　日
住所	〒	電話番号	自宅	－　－
			勤務先	－　－

【法人用】

【お客様ご記入欄】署名はお客様の自筆で必ずご記入下さい。（ご本人の承諾が必要となります）				
法人名 代表者名	ﾌﾘｶﾞﾅ 印	代表者　生年月日		昭和・平成 年　月　日
住所	〒	電話番号	自宅	－　－
			勤務先	－　－

【照会依頼取扱店記入欄】回答書送付先	
取扱店名	
担当者	
TEL	
FAX	

【照会依頼取扱店の方へ】

〇ここに、お客様から提示を受けた運転免許証を置いて、本紙をコピーして下さい。

〇商談場所によって、運転免許証をコピーできないときは免許証番号をご記入願います。その際、お客様に別途ご連絡をする場合があります。

お客様番号			
購入された販売店			
年式・車種・登録番号	年式	車種	登録番号
精算予定日	年　月　28日	支払方法　：銀行振込（金融機関休業日の場合は前日）	

＜優遇条件＞
オートリース中途解約にともなう規定損害金の優遇は、リース解約事由が以下になります。
・アウディ車の場合：「アウディ・サービスのリース・ローンを利用するアウディ車へのお乗換え」であり、かつ、アウディ正規販売店にて原契約の解約・車両買取となる場合に限り適用
・フォルクスワーゲン車の場合：「フォルクスワーゲン・サービスのリース・ローンを利用するフォルクスワーゲン車へのお乗換え」であり、かつ、フォルクスワーゲン正規販売店にて原契約の解約・車両買取となる場合に限り適用
・ベントレー車の場合：「ベントレー・サービスのリース・ローンを利用するベントレー車へのお乗換え」であり、かつ、ベントレー正規販売店にて原契約の解約・車両買取となる場合に限り適用
・ランボルギーニ車の場合：「ランボルギーニ・サービスのリース・ローンを利用するランボルギーニ車へのお乗換え」であり、かつ、ランボルギーニ正規販売店にて原契約の解約・車両買取となる場合に限り適用
上記以外は、通常の中途解約規定損害金が適用されますのでご留意ください。